

令和6年度第2回みきっ子未来応援協議会 議事録

【日時・場所】 令和6年11月26日（火） 19:00～20:40
教育センター 大研修室

【出席者】

<委員 13名> 【会長】 百瀬和夫
※敬称略 【委員】 角石智昭、中尾将浩、奥野敬子、道本寛幸、
益田俊幸、来住哲州、平尾ゆかり、
井上紀代美、河原正則、浅和直子、田中啓規、
大田亜由美

<事務局 23名> 【健康福祉部】 井上典子（部長兼福祉事務所長）
【教育総務部】 森田眞規（部長）
【教育振興部】 鍋島健一（部長）
【市民生活部】 降松俊基（部長）
【教育振興部】 [学校教育課] 山口正明（課長）
[教育・保育課] 仲谷 淳（課長）
岩崎国彦（事務専門官）
富田訓子（主幹）
黒田正孝（課長補佐）
[教育センター] 計倉康和（所長）
【教育総務部】 [生涯学習課] 河端 康（課長）
【市民生活部】 [人権推進課] 藤田英子（課長）
[子どもいじめ防止センター] 平田美香（センター長）
【健康福祉部】 [障害福祉課] 山本容子（課長）
[健康増進課] 石原享子（課長補佐）
[子育て支援課] 小田康輔（課長）
黒川晶子（係長）
藤田恵子（係長）
大石恵子（係長）
赤松聡美（主任）
鳴瀬雅之（主任）
藤村夏帆（主事）
【ジャパン総研】 福嶋順

1 開会

2 会長あいさつ（百瀬会長）

足元の悪い中、こどもたちのために集まっていただき、大変ありがたく思います。

本日も忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

委員 15 名中 13 名の出席があり、会議が成立していることを報告

3 議事

(1) 第三期子ども・子育て支援事業計画および子ども計画素案について

事務局（ジャパン総研）

※（資料 1）抜粋して説明

《第 1 章 計画策定にあたって》

<1. 計画策定の趣旨>

「こども基本法」や「こども家庭庁」が発足し、政策を総合的に進めていくという国の動きに合わせ、三木市において「こども大綱」に準じた形で「こども計画」を策定することになりました。

<2. 計画の位置づけ>

様々な法律に基づくこどもに関する計画を一つにまとめたものという形になります。法的な根拠と、三木市の上位計画である総合計画、地域福祉計画、及び教育大綱に基づいて、関連計画との整合等も踏まえて策定をしています。

<3. 計画の期間>

計画の期間は 5 年間となっています。

<4. 計画の策定体制>

計画の策定体制としてどのような手続きを経て、この計画を策定しているかということについて簡単にまとめています。

《第 2 章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状》

三木市の現状と課題についての項目になります。

<1. 人口・世帯の状況>

総人口数は減少傾向で、人口推計の結果としても今後も減少見込みであり、こどもについても少子化傾向が継続する見込みとなります。

<2. 子育てに関する状況>

アンケート調査結果の中から結果を抜粋してご紹介をしています。

<3. 前計画の実施状況>

今年度が最終年度となる第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について、ピックアップしています。

<4. 本市の現状を踏まえた計画の見直し方向>

三木市の取り組み状況、統計やアンケートから見えてきた現状、及び国の制度変更などに伴う状況などを踏まえ、計画の見直しの方向についてまとめています。

《第3章 計画の基本的な考え方》

<1. 基本理念>

計画全体の目指すものとして示す基本理念は、「人がつながり こども・若者が育つまち三木」としており、これまでの「人がつながり 子どもが育つまち 三木」に、今回の「こども大綱」に合わせて「こども計画」として若者までを支援の対象に含めていくため、基本理念に若者という言葉を加える形になっています。

<2. 基本方針>

三木市で行う様々な取り組みを分野別にまとめる柱として6点挙げています。

このうち、(1) 及び (2) は、こどもの年齢に限らず、全てのこども・若者を対象として取り組む項目となります。

(3)、(4) 及び (5) は、こどもの成長に応じ、ライフステージごとの取り組みとして、それぞれ施策をまとめています。

(6) は、こどもを育てている保護者、その家庭への支援についてまとめています。

《第4章 分野別の取組》

基本方針における分野別での具体的な取組について記載しています。

これに対応する項目が、第6章の4に事業名、内容、担当が具体的にわかるよう表の形でまとめています。

<基本方針1：こども・若者の育ちをともに支える社会づくり>

国においては、「こどもまんなか社会の実現」という言葉で、全てのこども・若者の幸せに生きられる社会を目指すということが「こども基本法」及び「こども大綱」の中でも基本理念としてうたわれています。

(1) こども・若者の権利の擁護と尊重

国で非常に重視されているのは、こどもや若者の声をきちんと聞くこと、もしくはできるだけその声を政策に反映をしていくことです。それに対応し、「人権教育・啓発の推進」及び「社会参画や意見表明の機会の確保」という項目を今回新たに盛り込んでいます。

同様に、こども・若者の権利に関わる部分として、ジェンダーや障がいによる差別をなくすこと、多文化共生を進めていくことについて記載をしています。

(3) 心と体の健康を守る取り組みの充実

三木市独自の取り組みとして②小児医療体制における健康医療相談ダイヤルの設置といったことがあります。

(4) 安全・安心な育ちの環境づくり

新たな項目として②安全なインターネット利用のための取り組み、③こども・若者の自殺対策を追加しています。これは計画のために新たに始めたわけではなく、これまでも取り組んでいましたが、この度の計画の守備範囲が広がり、国の「こども大綱」に合わせる形で、追加しています。

<基本方針2 支援を必要とするこども・若者とその家庭の支援>

(2) 多様なニーズを有するこどもとその家庭の支援

国でも特に記載をされている③社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、④ヤングケアラーへの支援について、新たな項目として盛り込んでいます。

<基本方針4 未来を創る教育の推進>

主に学齢期のこどもを対象とした取り組みであり、これまで計画には含まれていませんでしたが、「こども計画」となるにあたり、三木市がこれまで取り組んできたことを、項目として新たに記載するようになります。

<基本方針5 青年期における成長・活動の支援>

丸々新しい項目になりますが、全てが新しいわけではなく、市が取り組んできたことも入っています。

(3) 結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成

プレ（事前に）コンセプション（妊娠）ケアに関する情報提供は、将来こどもを持つことを想定し、今の健康についてしっかり考える・知るための機会を作る取り組みになります。

また、こうした政策では結婚する・こどもを産むのはいいことと思われる可能性がありますが、三木市においてはパートナーシップ制度がありますので、自分らしいパートナーシップと子育てを支える取り組みがあります。

<基本方針6 子育て家庭や保護者に対する支援の充実>

(2) こどもの居場所づくり

新たな項目となります。国においても、こども支援の一つの柱として重視されており、学校・家庭以外にもこどもが落ち着いて自分らしくいられる、もしくは必要に応じて生活に必要なサポートが受けられるといった居場所を作っていく必要があると言われていています。

(4) 子育ての経済的支援

三木市は保育料負担の軽減制度などは他市に先駆けて取り組んでいます。

《第5章 事業実施の見込みと確保方策》

幼稚園・保育所・こども園の将来的なニーズの見込みに対し受け入れ枠を用意すること、同様にこども・子育て世帯に対する支援事業においても、量の見込みを立て、計画的に整備をしていくことを示しています。

<2. 教育・保育提供区域の設定>

市全体で確保できていても、地域で確保している施設・必要な人がバラバラであれば意味がないため、三木市においては三つの地域に区分し、それぞれで整備を進めています。

<3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保>

具体的に見込みを立て、それに対する受け入れ状況を記載しています。

(1) 1号認定

保護者の就労割合が上がっており、教育利用の割合が減少傾向になっています。少子化も進むため、減少傾向の見込みになります。

(2) 2号認定

令和元年度、または2年度がニーズのピークとなり、三木市については既にピークアウトしている状況となっています。少子化も進み、最終的にはどの地域も若干減る見込み

なります。そのため、利用率としては増加する余地がありますが、利用量としてはそれほど増加しないので、基本的には施設整備を継続して対応します。

(3) 3号認定

0歳児は、横ばい、もしくは上昇増加傾向で推移をしてきています。少子化は進みますが、今後も利用率が増えて、ニーズとしては増加する余地があります。

ただし、ピークの時期は既に過ぎているため、新規の施設整備は行いません。

<4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策>

三木市は、見込み量と同数を確保できる体制をとっています。

(11) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

これまでも利用率が上昇してきており、今後もある程度上昇する見込みですが、小学生の数自体が減少傾向のため、増加から横ばいを見込んでいます。

(13) 児童育成支援拠点事業

見込み量は設定していませんが、これは現状示された事業の形として計画期間内に予定をしていないという事です。

ただし、何もしないということではなく、既にこの分野では「要保護児童対策地域協議会」を通じた取り組み等があります。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

国においては令和8年度からの開始が見込まれていますので、三木市においても令和8年度から事業の実施を予定しています。現状まだ始まっていない事業のため、実施に向けて準備を進めています。

《第6章 計画の推進体制》

第4章で記載をした分野別の取り組みについて、具体的な事業の一覧を60ページ以降のところで記載をしています。

【計画についての補足】

事務局

この「こども計画」は若者も含むため、非常に広い範囲になります。若者とは、30代を含むと国に示されています。

2ページ<2. 計画の位置づけ>に記載しておりますが、各事業計画は、「こども計画」と整合性・連携をとりながら動いていきますので、この「こども計画」で全てのこどもに関する事業等を管理するということではありません。

【今後のスケジュール】

事務局

12月中頃に会長から市長へ答申をしていただき、12月の末から1月末にかけこの素案を基にパブリックコメントとして広く一般市民の皆様のご意見をいただく期間を設けます。

このパブリックコメントの意見を基に計画を策定し、最終3月に「こども計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」の策定をしていく予定となっております。

また3月に議会等を通して説明をしていく流れになります。

(2) 第二期子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

事務局

(資料 2) 子ども・子育て支援事業計画の見直し案

(5) 養育支援訪問事業、及び(12) 子育て世帯訪問支援事業が、児童福祉法の一部改正のために制度が変更になります。

(5) 養育支援訪問事業は、これまでヘルパー・保健師・保育士と全ての訪問支援事業が入っていましたが、専門的な支援に特化されます。量の見込みとして、令和 6 年度は利用人数を 10 人の予定としています。

(12) 子育て世帯訪問支援事業に、家事・育児支援が移行され、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的としています。量の見込みとして、令和 6 年度は利用人数を 20 人の予定としています。

(3) 幼保一体化計画の見直しについて

事務局

(資料 4) 及び(資料 1) の 42 ページ

平成 27 年 3 月に就学前児童数の減少、就園先の変化などから、今後は充実している民間の施設を活用し、公立は補完的な役割として位置づけし、残していく方針で幼保一体化計画を策定しています。計画の中で、公民共通カリキュラムや評価・監査を実施し、質の向上に努めています。

施設の廃止や継続については、令和 3 年度以降 3 年ごとに見直すとしています。

(資料 4) 11 ページが、3 年前に見直したスケジュールになります。(令和 5 年度に閉園した「緑が丘東幼稚園」「広野幼稚園」は除く)

(資料 4) 2 ページは今回見直した三木市全体の推計予測児童数になり、令和 7 年度以降の就園希望数を施設規模が上回ることが推測されていますが、令和 15 年度末に小規模保育施設 5 箇所、清心緑が丘認定こども園、さらに令和 16 年度に志染保育所を閉園した場合には、定員数が不足するという予測になります。ただ、今後の動向をみながら検討していく課題と考えています。

5~7 ページは小学校区別の受け入れ予測になり、概ね計画どおりとなっていますが、(1) 三樹・平田小学校区においては、一部で不足が生じていますが、校区全体で見ますと、収まっています。

10 ページの 3 号認定児において、就園希望数は増加していますが人口は減少しており、実績数値及び国から示される施策があることを想定し、今回の見直しでは計画を変更せず、令和 9 年度に判断したいと考えています。

就学前教育・保育部会において説明し、了承を得ています。ご質問やご意見等は(資料 3) にまとめています。

〔意見〕

(資料 4) 令和 2 年と令和 6 年を比較すると 500 人もこどもが減少していますが、令和 6 年度以降では 12 年間で 500 人の減少となり減少率が減っているので、このまま計画通りになって欲しいと思います。

〔質問〕

（資料 3）裏面で、男性の育休については人口推計に加味していないとありますが、計画には反映していますか。

〔回答〕

（資料 1）39 ページ（3）に記載しており、既に企業等に対する制度の啓発等に取り組んでいます。

〔質問〕

すごく問題になっている不登校について、様々な角度でフォローするような計画はありますか。（資料 1）36 ページだけでは弱いと思います。

〔回答〕

不登校に関して、この一文になっていますが、取り組むべき問題としてとらえています。

（資料 1）73 ページの 82、83 が対応した事業であり、（資料 1）39 ページ（2）にも大きく関係してくると考えています。不登校だけでなくこどもの居場所づくりと幅広くとらえ取り組む必要があると考えています。

「教育振興計画」や教育の基本方針には、詳しく記載していますが、「こども計画」にどの程度記載するかは関係課と調整していきます。

〔意見〕

今後、幼稚園が閉園するのは理解していますが、こども園までも閉園すると、こどもを作るのにちょっと躊躇するところがあるのではと思います。

〔回答〕

補足をさせていただきます。

（資料 4）11 ページの小規模保育施設は、0～2 歳に特化した施設で、就園できない方を減らすための一時的な施設になります。

民間の園については、基本的には継続して運用することになっており、受入人数を減少しながらも園は継続していただく計画になっています。

(4) 各部会からの報告

【就学前教育・保育部会】

事務局

議題が 2 つあり、幼保一体化計画の見直し、教育の質の確保と充実になります。

幼保一体化計画については先ほどの内容の通りとなります。

「教育の質の確保と充実」は、保育施設の評価および監査について報告します。

部会にて事務局からは令和 5 年度の評価・監査の実施内容、ポイント、結果について説明しました。委員の皆様から以下のご意見をいただきました。

・評価・監査の回数について

学びの場となっているため、内容等を検討しながら回数は現状維持で考えています。

・各園の横のつながり・交流について

合同での研修や、今年度は実践交流を行っています。

公開保育等で学ぶ機会も検討してほしいというご意見もいただきました。

【子育て環境部会】

部会長

環境部会の方でも計画素案について議題にあげています。

委員の方から現状や普段感じられていることからのご質問やご意見をいただきました。

- ・障がい児の受け入れについて

いろいろなこどもと関わることにより、こども同士相互にいいことがあるため、全ての園において受け入れがあればいいという意図での質問です。

- ・高学年のアフタースクール受け入れについて

今後就労率が増加していくと、需要が増えてくるのではという意図での質問です。

【要保護児童部会】

部会長

内容については非公開となりますので、報告のみになります。

令和5年度要保護児童の現状、令和6年度以降の要保護児童部会の取り組みを議題とし、兵庫県加東こども家庭センターの相談状況についても情報提供・交換を行いました。

その中で、三木市の要保護児童の現状、相談件数、三木市要保護児童対策地域協議会の開催状況、児童虐待予防の啓発活動についての報告がありました。

また、兵庫県加東こども家庭センター所長からは、北播磨圏域の相談状況、一時保護の判断に関する制度の変更などについて説明があり、その後に意見交換を行いました。

※以上すべての議事に対し、異議なし

4 閉会

会長

特定教育・保育施設評価として周っており、2回行くようになっていますが、今年は1回目を早い時期に行きました。

今日行ったところは、1回目8月前半に行きましたので、2か月半空いています。

こども達の作品を見せてもらいながら話をしていましたが、2か月半たつと前回描いているものと全然違います。ぐちゃぐちゃの状態の絵は、こどもが全身を使って情報収集しているので、アンテナがぐちゃぐちゃな状態を表しています。なので〇〇先生の方を見て話ししたり、説明したり、見せてもわかっていない状態です。ただこの2か月半で大きく成長されていました。

なお、先生方にもこどもを見る目が出来てきており、「こんな感じで成長しています」とこどもの様子と一致していることが言える先生が出てきており、成長を感じました。

こどものために顔をあわせての話し合いは、大事だと思いますので、今後もよろしくお願ひします。

事務局

以上をもちまして、第2回みきっ子未来応援協議会を閉会いたします。

皆さまありがとうございました。